

第二号様式（第六条関係）

（表）

← 9センチメートル →

第 号

官職

氏名

自動車損害賠償保障法第 23 条の 2 第 2 項の規定による

検 査 員 証

年 月 日 発 行

年 月 日 限 有 効

国土交通大臣 印

6.5センチメートル

6.5センチメートル

（裏）

自動車損害賠償保障法抜粋
第 23 条の 2 国土交通大臣は、第 11 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められないものと解釈してはならない。

第 88 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第 23 条の 2 第 1 項(第 23 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。)又は第 82 条の 2 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 略